

公正取引委員会における消費税転嫁対策 の取組

平成27年4月8日
公正取引委員会

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため**転嫁拒否等の行為を未然に防止**するとともに、違反行為が認められた場合には**消費税転嫁対策特別措置法**(平成25年10月1日施行)等に基づき、**迅速かつ厳正に対処**
- 法運用の透明性の確保や事業者の予見可能性を高めること等を目的として、消費税転嫁対策特別措置法に係るガイドラインを策定・公表(平成25年9月10日)
- 消費税転嫁対策に関する取組状況の公表(平成26年3月から毎月公表)

違反行為に対する迅速かつ厳正な対処

- (1) 消費税転嫁対策に係る体制の整備**
 ○本局及び全国の地方事務所等に消費税転嫁対策調査室を設置(平成25年10月1日)
- (2) 転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置**
 ○本局及び地方事務所等(全国9か所)で相談に対応
- | 転嫁拒否関係 | 届出関係 | その他 | 合計 |
|--------|--------|------|--------|
| 3,069件 | 1,281件 | 168件 | 4,518件 |
- (平成25年4月～平成27年2月の累計)
- (3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査・移動相談会(平成27年2月末時点)**
 ○ヒアリング調査(延べ1,652の事業者団体及び納入業者等9,478社)
 ○移動相談会(120回)
- (4) 書面調査の実施(中小企業庁と合同)**
 ○平成25年度に15万件の大規模な書面調査を実施
 ○平成26年4月以降、**悉皆的な大規模書面調査**を実施
 ○平成26年4月以降、**大規模小売事業者及び大企業等に対する書面調査**を実施
- (5) 執行状況(平成27年2月末時点)**

調査着手件数	立入検査件数	指導件数	勧告件数
4,072件	2,183件	1,615件(80件)	15件(2件)

※調査着手件数、立入検査件数及び指導件数は中小企業庁との合算
 ※かつこ内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数

違反行為の未然防止のための取組(周知活動)

- (1) 説明会の実施**
 ○公正取引委員会主催説明会の開催(平成27年2月末時点 69回)
 ○商工会議所等や事業者団体主催の説明会等に職員を講師として派遣(平成27年2月末時点 441回)
- (2) FAQの作成**
 ○「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の回答を公正取引委員会HPに掲載(平成25年11月～)
 ⇒関係事業者団体に対して団体傘下の事業者への周知を要請(平成26年1月)
- (3) 要請文書の発出**
 ○事業者(約20万社)に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請(平成25年11月15日)
 ○事業者団体(575団体)に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請(平成26年1月17日)
 ○流通関係の事業者団体(5団体)に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請(平成26年1月22日)
 ○地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請(平成26年2月24日)
- (4) 広報物の作成・配布**
 ○本法の内容を説明したリーフレットの配布
 ⇒地方自治体に配布、書面調査の調査票に同封
 ○事業者等向けパンフレットの配布
 ⇒商工会議所等及び中小企業団体中央会、地方自治体に配布
 ○ポスターの配布
 ⇒商工会議所等及び中小企業団体中央会、地方自治体、事業者団体等に配布
 ○消費税率引上げ時期における集中的な広報
 ⇒引上げ直前期において、新聞広告、ラジオ広告、インターネット広告及び鉄道車両の中吊広告の実施(平成26年3月)
 ⇒引上げ後において、新聞広告等の各種媒体を活用した広報を実施(平成26年6～7月)

転嫁カルテル・表示カルテルの届出

- 本局及び全国の地方事務所等で届出を受付(平成25年10月1日から)
- 転嫁・表示カルテルの届出状況を毎月公表
- | 転嫁カルテル | 表示カルテル | 計 |
|--------|--------|-----|
| 165 | 139 | 304 |
- ※平成27年2月末までの受付分

(別紙1) 転嫁拒否行為に対する対応状況(平成27年2月まで)

勧告・指導の件数

勧告件数	指導件数
15件 (大規模小売事業者2件)	1,615件 (大規模小売事業者80件)

(注1) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

(注2) 指導件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

(注3) 平成25年10月から平成27年2月までの件数。

勧告及び指導件数の内訳(業種別)

建設業	102件
製造業	548件
情報通信業	146件
運輸業(道路貨物運送業等)	158件
卸売業	149件
小売業	161件
不動産業	37件
技術サービス業(広告・建築設計業等)	108件
医療福祉	21件
事業サービス業(ビルメンテナンス業・警備業等)	25件
その他	175件
合計	1,630件

勧告及び指導件数の内訳(行為類型別)

減額	36件
買ったたき	1,320件
役務利用・利益提供の要請	67件
本体価格での交渉の拒否	243件
合計	1,666件

(注4) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、上記の勧告及び指導件数(1,630件)とは一致しない。

主な勧告事件

○メガネ等を販売する大規模小売事業者が、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。

(買ったたき) [平成26年6月12日公表]

○地方公共団体が設置する病院が、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。

(買ったたき) [平成26年6月17日公表]

○スポーツ施設の運営等の事業を行う事業者が、スポーツ指導を行う個人事業者及び法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。

(買ったたき) [平成27年1月30日公表]

○プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品(以下「グッズ」という。)の販売等を行う事業者が、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。

(買ったたき) [平成27年2月26日公表]

転嫁・表示カルテルの届出状況等

＜転嫁・表示カルテルの届出件数＞

	転嫁カルテル	表示カルテル	合計
平成25年度 (平成25年10月～平成26年3月)	152	136	288
平成26年度 (平成26年4月～平成27年2月)	13	3	16
合計	165	139	304

＜届出件数の内訳＞複数の業種にわたる場合の届出があるため、合計した数字は届出件数と一致しない。

	転嫁カルテル	表示カルテル	合計
製造業	87	79	166
卸売業	54	49	103
小売業	44	45	89
サービス業	40	21	61
その他(運輸業、建設業等)	18	10	28
合計	243	204	447

1 届出の受付

- 本局及び全国の地方事務所等において届出を受付(平成25年10月1日から)
- 転嫁・表示カルテルの届出状況を毎月公表

2 届出に関する相談等

- 届出に関する事前相談に本局及び全国の地方事務所等に対応
- 届出に当たって必要となる書類(届出書様式等)を公正取引委員会HPに掲載

1. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

【1. 適用対象】

転嫁拒否等をする側 (規制対象)(買手)	転嫁拒否等をされる側 (売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	○ 資本金3億円以下の事業者 ○ 個人事業者等

【2. 禁止される行為】

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったとき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

【3. 是正措置】

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導を行う。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表する。

2. 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者の遵守事項(事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはならない。)

- 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
- 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって(2)に掲げる表示に準ずるもの
※ 消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、消費者庁長官等が実施

3. 価格の表示に関する特別措置

- 表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例(総額表示義務の特例措置)
※ 税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。
- 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しない。

4. 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

- 転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする(公正取引委員会への届出制)
- 転嫁カルテル＝ 転嫁の方法の決定に係る共同行為(例：事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定、端数の合理的な範囲での処理の決定)
 - 表示カルテル＝ 表示の方法の決定に係る共同行為(例：価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定)

勧告事件一覧（平成25年10月1日～平成27年2月28日）

	件名	内容	違反法条	勧告年月日
1	(株)JR東日本ステーションリテイリングに対する件	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買ったたき)	26.4.23
2	(株)三城に対する件	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	26.6.12
3	山形市（山形市立病院済生館）に対する件	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	26.6.17
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会に対する件	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	26.6.26
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会に対する件	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	26.6.26
6	(株)ルネサンスに対する件	スポーツ施設の運営等の事業を行う(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号後段 (買ったたき)	26.7.24
7	産業機械健康保険組合に対する件	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	26.8.1

8 ~ 10	吉野家グループに対する件	<p>店舗等の賃貸借等の事業を行う㈱吉野家資産管理サービス、外食業を行う㈱北日本吉野家及び㈱中日本吉野家の3社は、それぞれ、店舗所有者（賃貸人）の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。</p> <p>※中小企業庁長官からの措置請求案件</p>	第3条第1号前段（減額）及び同号後段（買ったたき）	26. 9. 24
11	山佐産業㈱に対する件	<p>パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業㈱は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。</p>	第3条第1号後段（買ったたき）	26. 10. 22
12	東映アニメーション㈱に対する件	<p>主にアニメーションの製作事業を行う東映アニメーション㈱は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p>	第3条第1号後段（買ったたき）	26. 12. 17
13	㈱トライグループに対する件	<p>学習指導事業を行う㈱トライグループは、</p> <p>① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。</p> <p>② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。</p>	第3条第1号後段（買ったたき）	26. 12. 19
14	住友不動産エスフォルタ㈱に対する件	<p>スポーツ施設の運営等の事業を行う住友不動産エスフォルタ㈱は、スポーツ指導を行う個人事業者及び法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。</p>	第3条第1号後段（買ったたき）	27. 1. 30
15	㈱広島東洋カープに対する件	<p>プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品（以下「グッズ」という。）の販売等を行う㈱広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。</p>	第3条第1号後段（買ったたき）	27. 2. 26

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)
 ○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)

改 正 法

現 行

(目的)
 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日及び平成二十九年四月一日における消費税率(地方消費税率を含む。以下「今次の消費税率引上げ」という。)に際し、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

(目的)
 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日及び平成二十七年十月一日における消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)に際し、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

(届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外)

(届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外)

第十二条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成二十六年四月一日から平成三十年九月三十日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為(事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。)については、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるとき、事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に對価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りでない。

第十二条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為(事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。)については、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるとき、事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に對価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りでない。

一・二 (略)

一・二 (略)

附 則

附 則

(この法律の失効)

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十年九月三十日限り、その効力を失う。

第二条 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 3 4 (略)

2 3 4 (略)

「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法及び下請法上の考え方」 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○ 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日公正取引委員会）

改 正 後	現 行
<p>はじめに</p> <p>1 本考え方の趣旨</p> <p>「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）は，平成26年4月1日及び平成29年4月1日に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「消費税率引上げ」という。）に際し，以下の特別措置を講ずることにより，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定されたものである（平成25年10月1日施行）。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第1部 消費税の転嫁拒否等の行為関係</p> <p>第1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 違反行為に対する措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 消費税転嫁対策特別措置法は平成30年9月30日に失効することとされているが，失効後であっても失効前に行われた違反行為については，附則第2条が定</p>	<p>はじめに</p> <p>1 本考え方の趣旨</p> <p>「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）は，平成26年4月1日及び平成27年10月1日に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「消費税率引上げ」という。）に際し，以下の特別措置を講ずることにより，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定されたものである（平成25年10月1日施行）。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第1部 消費税の転嫁拒否等の行為関係</p> <p>第1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 違反行為に対する措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 消費税転嫁対策特別措置法は平成29年3月31日に失効することとされているが，失効後であっても失効前に行われた違反行為については，附則第2条が定</p>

改正後	現 行
<p>める経過措置により指導等の措置の対象となる。</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第2部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係</p> <p>第1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p> <p>1 概要</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共同行為が認められる期間については、平成26年4月1日から<u>平成30年9月30日</u>までの間における商品又は役務の供給を対象とするものであって、平成25年10月1日から<u>平成30年9月30日</u>までの間に行う共同行為に限られる。このため、前記の条件のいずれかを満たさない取引に係る共同行為の届出は認められない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>める経過措置により指導等の措置の対象となる。</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第2部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係</p> <p>第1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p> <p>1 概要</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共同行為が認められる期間については、平成26年4月1日から<u>平成29年3月31日</u>までの間における商品又は役務の供給を対象とするものであって、平成25年10月1日から<u>平成29年3月31日</u>までの間に行う共同行為に限られる。このため、前記の条件のいずれかを満たさない取引に係る共同行為の届出は認められない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 (略)</p>

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同
行為の届出に関する規則の一部改正（案）に対する意見募集について

平成27年4月2日
公正取引委員会

所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。同年3月31日公布。同年4月1日施行）による改正前の消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）第12条は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給に関する消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁・表示カルテル」といいます。）について、公正取引委員会規則で定めるところにより当委員会に事前に届け出ること、独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしています。

公正取引委員会は、転嫁・表示カルテルの届出の手續及び届出書の様式を規定するものとして、消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則（平成25年公正取引委員会規則第4号。以下「届出規則」といいます。）を制定しています。

公正取引委員会は、今般、前記の所得税法等の一部を改正する法律の施行により、消費税転嫁対策特別措置法の失効期限が平成29年3月31日から平成30年9月30日に延長されたことを踏まえ、転嫁・表示カルテルの届出者（以下「届出者」といいます。）の事務負担の軽減を図るため、届出規則を改正することとし、別紙のとおり、改正案を公表して、関係各方面から広く意見を募集することとしました。

記

1 改正案の概要

届出者の事務負担の軽減を図るため、転嫁・表示カルテルの実施期間の終了日を平成29年3月31日とする転嫁・表示カルテルの届出書を平成27年4月1日より前に公正取引委員会に提出している場合、当該届出書に記載された転嫁・表示カルテルの実施期間の終了日を平成30年9月30日とみなすこととします。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 電話 03-3581-3371（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp/
--

2 意見募集

(1) 資料入手方法

- ア 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- イ 公正取引委員会のホームページに掲載
- ウ 公正取引委員会事務総局の本局経済取引局取引部取引企画課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（那覇市）において供覧

(2) 意見提出方法

住所、氏名（ふりがな）、所属団体名又は会社名及び連絡先（電子メールアドレス、FAX番号又は電話番号）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス：tenkataisaku_kisoku—〇—jftc.go.jp

（迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「—〇—」としております。電子メールを送信される際は、「@」に置き換えて利用してください。）

（注）電子メールの件名を「届出規則改正案に対する意見」と明記してください。

<FAXの場合>

宛先を「取引企画課 届出規則改正担当」と明記してください。

宛先のない意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

FAX番号：03-3581-1948

（注）送信票の件名に「届出規則改正案に対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部取引企画課
届出規則改正担当 宛て

(3) 意見提出期限

平成27年5月1日（金）18：00必着

(4) 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用しません。

○公正取引委員会規則第 号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十二条の規定に基づき、消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日

公正取引委員会委員長 杉本 和行

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則（平成二十五年公正取引委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（共同行為の実施期間の終了日に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行の日（平成二十七年四月一日。以

下この項において「施行日」という。）前にした第一条及び第二条の規定に基づく届出（施行日前に第三条の規定に基づく届出をしたときは、その変更後のもの）に係る届出書における平成二十九年三月三十一日を共同行為の実施期間の終了日とする記載は、平成三十年九月三十日を共同行為の実施期間の終了日とする記載とみなす。ただし、施行日以後消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年公正取引委員会規則第 号）の施行の日（平成 年 月 日）前に第三条の規定に基づく届出（共同行為の実施期間の終了日を変更するものに限る。）をしたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照条文
 ○消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則(平成二十五年公正取引委員会規則第四号)
 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則 (施行期日) 1 この規則は、法の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。 (共同行為の実施期間の終了日に関する経過措置) 2 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)の施行の日(平成二十七年四月一日。以下この項において「施行日」という。)前にした第一条及び第二条の規定に基づく届出(施行日前に第三条の規定に基づく届出をしたときは、その変更後のもの)に係る届出書における平成二十九年三月三十一日を共同行為の実施期間の終了日とする記載は、平成三十年九月三十日を共同行為の実施期間の終了日とする記載とみなす。ただし、施行日以後消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則(平成二十七年公正取引委員会規則第 号)の施行の日(平成 年 月 日)前に第三条の規定に基づく届出(共同行為の実施期間の終了日を変更するものに限る。)をしたときは、この限りでない。</p>	<p>附則 この規則は、法の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。 (新設)</p>